

利用者の医療費等の支払に関する業務委託契約

社会福祉法人渡良瀬会が設置する〇〇〇〇〇〇の利用者〇〇〇〇〇（以下「利用者」という。）の保護者等〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇の施設長〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、利用者の医療費等の支払について、次のとおり契約する。

（支払業務）

第1条 甲は、利用者が日常生活を送る過程で生じる医療費等の費用の支払業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 前項の支払業務の対象とする費用は、利用者が医療機関へ支払うべき診療費用のほか、衣類やし好品の購入費用など、利用者が日常生活を送る過程で代金の支払義務が生じるものを広く包含するものとする。

（資金の預託）

第2条 甲は、乙が前条の支払業務を行うために必要な資金をあらかじめ乙に預託しておくものとし、乙は、これを適切に管理するとともに、その金銭をもって前条の支払に充てるものとする。

2 前項に定める預託金の額は、金〇〇〇〇〇円とし、その残高が金〇〇〇〇〇円を下回ったときは、甲は、乙からの請求に基づき、預託金の残高が金〇〇〇〇〇円以上になるように速やかに不足額を預託しなければならない。

3 乙は、甲から前2項に定める預託金を受領したときは、甲へ受領書を発行する。

（直接払い）

第3条 甲は、第1条の規定にかかわらず、必要に応じて、利用者が支払うべき費用を乙を経ずに直接債権者へ支払うことができるものとする。

2 乙は、預託金の残高では支払いきれない高額の費用があるときは、甲に対し、甲が直接債権者へ支払うよう求めることができるものとする。

（報告及び開示）

第4条 乙は、第1条に定める費用の支払及び預託金の残高について、毎月1日から末日までの間の内容を翌月15日までに甲へ報告しなければならない。

2 乙は、第1条に定める費用の支払の際に徴した領収証書を保管しておき、甲から請求されたときは、いつでもこれを開示しなければならない。また、甲から引渡しを求められたときは、これに応じなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難なものにあっては、これを省略することができるものとする。

（委託期間）

第5条 乙が第1条に定める支払業務を行う期間（以下「委託期間」という。）は、この契約締結の日から3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託期間満了の2週間前までに甲からこの契約を解除する又は継続しない旨の申出がない場合は、委託期間を更に翌年の3月31日まで1年間延長する。なお、その後においても同様とする。

(業務委託料)

第6条 甲は、業務委託料として、毎月金200円を乙へ支払わなければならない。このとき、甲が乙に別段の指示をしないときは、乙は、第2条の預託金から業務委託料の支払を受けるものとする。

(解除)

第7条 甲は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲からこの契約の解除の申出があった場合又は利用者が施設等を利用しなくなった若しくは死亡した場合は、預託金を精算し、速やかに預託金の残金を甲へ返還する。

(秘密保持)

第8条 乙は、正当な理由がなく業務に関して知り得た甲の秘密及び個人の情報を漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この契約に定めがない事項、又はこの契約条項に解釈上疑義が生じた事項については、甲と乙とが誠意をもって協議し、定めるものとする。

甲と乙は、この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(乙)

住 所 _____

法 人 名 _____

施 設 名 _____

施 設 長 名 _____ 印